

別表第6（第5条関係）

補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
住宅用太陽光発電設備	15,000円に太陽電池の公称最大出力の数値（キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入するものとする。）を乗じて得た額。ただし、6万円を限度とする。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	10万円を限度とする額
定置用リチウムイオン蓄電システム	7万円を限度とする額
窓の断熱改修	<p>(1) 補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項（2）ア又はイに該当する場合 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額。ただし、8万円を限度とする。</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項（2）ウに該当する場合 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額。ただし、8万円に改修を行う戸数を乗じて得た額を限度とする。</p>
電気自動車等	<p>(1) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 15万円を限度とする額</p> <p>(2) 住宅用太陽光発電設備を併設する場合 10万円を限度とする額</p>
V2H充放電設備	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額。ただし、25万円を限度とする。
集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）	<p>(1) 住民のみ充電設備を利用可能とする場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>ア 国促進補助金を併用する場合 設備本体の購入費に係る促進補助金の額に3分の1を乗じて得た額。ただし、50万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備を設置する場合にあっては、その口数）を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>イ 国促進補助金を併用しない場合 設備本体の購入費に係る促進補助金の額を基準とし、その基準</p>

	<p>額に3分の1を乗じて得た額。ただし、50万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>(2) 住民以外も充電設備を利用可能とする場合 設備本体の購入費に係る国促進補助金の額に3分の2を乗じて得た額。ただし、100万円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備設置する場合にあっては、その口数）を乗じて得た額を限度とする。</p>
住民の合意形成のための資料	15万円を限度とする額

注 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。